

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年10月23日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替 ヘッジあり＞ ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替 ヘッジなし＞
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替 ヘッジあり＞ 3兆円を上限とします。 ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替 ヘッジなし＞ 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2020年7月27日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、投資対象とする外国投資信託証券の変更、投資態度の変更、購入・換金申込受付不可日の変更、購入申込受付の中止または取消し事由の追加を予定していることに伴い、記載事項の一部に変更が生じるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

**2【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （12）【その他】

原届出書の第一部 証券情報（12）その他につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<信託約款変更の予定について>

各ファンドは信託約款を変更するための手続きを行います。

#### 1. 信託約款変更の内容

<信託約款に関する主な変更事項>

投資対象とする外国投資信託証券の変更

各ファンドの主要投資対象をケイマン諸島籍外国投資信託「ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド」（以下「ダブルライン・ファンド（ケイマン）」といいます。）からルクセンブルク籍外国投資法人「ダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク）・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ クラス」（以下「ダブルライン・ファンド（ルクセンブルク）」といいます。）へ変更いたします。

投資態度の変更

ダブルライン・ファンド（ケイマン）においては、トータル・リターン・スワップを活用することで、「シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター指数」に連動する投資成果の獲得を図っておりましたが、ダブルライン・ファンド（ルクセンブルク）では「シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター 指数」に連動する投資成果の獲得を図ります。シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター指数は指数算出の際に、各セクター別の株価指数に連動する上場投資信託（ETF）を均等に組入れますが、シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター 指数は各セクター・インデックス（不動産セクターのみ不動産セクター株価指数に連動するETF）を均等に組入れます。

購入・換金申込受付不可日

「ニューヨークの銀行の休業日」、「ケイマン諸島の銀行の休業日」を購入・換金申込不可日から削除し、「ルクセンブルクの銀行の休業日」、「12月24日」を追加いたします。

### 購入申込受付の中止または取消し

投資を行った投資信託証券の換金が停止した場合に加え、「投資を行う投資信託証券の申込が停止した場合においても、購入申込受付を中止および既に受付けた申込の受付を取消す場合がある旨」を追加いたします。

### <その他、約款変更に伴う変更事項>

信託約款の記載事項ではありませんが、交付目論見書、請求目論見書の記載事項であります。

#### 投資対象とする外国投資信託証券に係る運用管理費用

現在、ダブルライン・ファンド（ケイマン）にて、純資産総額に対して「年率0.665%程度」掛かっている運用管理費用が、ダブルライン・ファンド（ルクセンブルク）においては「年率0.56%程度」となります。

#### リスクの管理体制

ダブルライン・ファンド（ルクセンブルク）は欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクの管理がされることとなります。

ダブルライン・ファンド（ルクセンブルク）の概要については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象」各ファンドが投資する投資信託証券の概要をご覧ください。信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです（下線部は変更部分を示します。）。

追加型証券投資信託 [ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジあり>]信託約款

追加型証券投資信託 [ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジなし>]信託約款

変更後	変更前
-----	-----

<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として、以下の投資信託証券に投資します。</p> <p><u>ルクセンブルク籍外国投資法人 ダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク） - ダブルライン・シラー・エンハnst・ケープ クラス</u>（以下、「ダブルライン・ファンド」といいます。）<u>米ドル建投資証券</u></p> <p>内国証券投資信託（親投資信託） 日本短期公社債マザーファンド受益証券</p> <p>ダブルライン・ファンドは主としてトータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発された<u>シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター 指数</u>に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめとするグローバルの様々な債券に投資し、経済環境や市場動向を勘案した債券種別アロケーションや個別銘柄選定等を実施することで得られる投資成果の確保を目指します。</p> <p>～ （略）</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として、以下の投資信託証券に投資します。</p> <p><u>ケイマン諸島籍外国投資信託 ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハnst・ケープ・サブファンド</u>（以下、「ダブルライン・ファンド」といいます。）<u>米ドル建受益証券</u></p> <p>内国証券投資信託（親投資信託） 日本短期公社債マザーファンド受益証券</p> <p>ダブルライン・ファンドは主としてトータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発された<u>シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター 指数</u>に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめとするグローバルの様々な債券に投資し、経済環境や市場動向を勘案した債券種別アロケーションや個別銘柄選定等を実施することで得られる投資成果の確保を目指します。</p> <p>～ （略）</p>
--	---

<p>&lt; 受益権の申込単位および取得価額等 &gt;</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する日、または12月24日(以下「海外休業日」といいます。 )には、受益権の取得申込みに応じません。</p> <p>~ (略)</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止</u>、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。 )等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>	<p>&lt; 受益権の申込単位および取得価額等 &gt;</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、<u>ニューヨークの銀行、ケイマン諸島の銀行のいずれかの休業日に該当する日</u>(以下「海外休業日」といいます。 )には、受益権の取得申込みに応じません。</p> <p>~ (略)</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。 )等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>
--	--

<p>&lt; 運用の指図範囲等 &gt;</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主としてルクセンブルク籍外国投資法人であるダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク）-ダブルライン・シラー・エンハnst・ケープ クラス の米ドル建投資証券（以下「外国投資証券」といいます。）およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本短期公社債マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p> <p>なお、上記に掲げる外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。</p> <p>～ （略）</p>	<p>&lt; 運用の指図範囲等 &gt;</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主としてケイマン諸島籍外国投資信託であるダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハnst・ケープ・サブファンドの米ドル建受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本短期公社債マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p> <p>なお、上記に掲げる外国投資信託の受益証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。</p> <p>～ （略）</p>
<p>&lt; 信託契約の解約 &gt;</p> <p>第42条 （略）</p> <p>委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該外国投資証券の主要投資対象が変更となる場合</li> <li>2. 当該外国投資証券の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合</li> </ol> <p>～ （以下略）</p>	<p>&lt; 信託契約の解約 &gt;</p> <p>第42条 （略）</p> <p>委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該外国投資信託の主要投資対象が変更となる場合</li> <li>2. 当該外国投資信託の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合</li> </ol> <p>～ （以下略）</p>

## 2. 信託約款変更を行う理由

各ファンドは2017年4月28日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ってまいりました。しかしながら、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ダブルライン・ファンド(ケイマン)」の運用資産残高が僅少な状態が続いており、当該外国投資信託の投資顧問会社であるダブルライン・オルタナティブズ・エル・ピーが企図する分散効果が期待できるポートフォリオの構築が困難な状態となっております。そのため主要投資対象を同社が類似戦略にて運用を行う「ダブルライン・ファンド(ルクセンブルク)」に変更することで、各ファンドの運用の継続を図りたいと考えております。投資対象ファンドの変更に伴い、今後の運用に関しては、投資対象ファンドの設立国の違いによるファンド規制の変更はありますが、基本的な運用方針には大きな影響はありません。約款変更適用日以降、投資対象ファンドの入れ替えには、一定期間かかる予定です。入れ替えに当たって、投資対象ファンドの組入資産の売買によるコスト等が発生する等の影響はありますが、運用の安定的な継続を図ること、およびダブルライン・ファンド(ルクセンブルク)の運用管理報酬が既存の投資対象ファンドよりも低いことから、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 3. 信託約款変更までの主な日程

受益者の確定日	2020年10月26日
書面による議決権の行使期限	2020年11月24日まで
書面決議の日(信託約款変更の可否が決定される日)	2020年11月25日
信託約款変更適用予定日	2020年12月4日

### 4. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2020年10月26日現在の受益者の皆さまを対象としております。2020年10月27日以降に取得された受益権口数(2020年10月23日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの信託約款の変更は行いません。

書面決議の結果は、2020年11月25日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

#### b. ファンドの特色

## 1 主として、シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター指数を活用した米国株式戦略およびダブルラインの債券戦略を活用して、トータル・リターンの向上を目指します。

- 主として、ケイマン諸島籍外国投資信託ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド(以下、「ダブルライン・ファンド」という場合があります。)米ドル建受益証券と日本短期公社債マザーファンド受益証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- ダブルライン・ファンドでは、トータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発されたシラー・バークレイズ・ケープ米国セクター指数に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめグローバルの様々な債券への投資から得られる投資成果の確保を目指します。

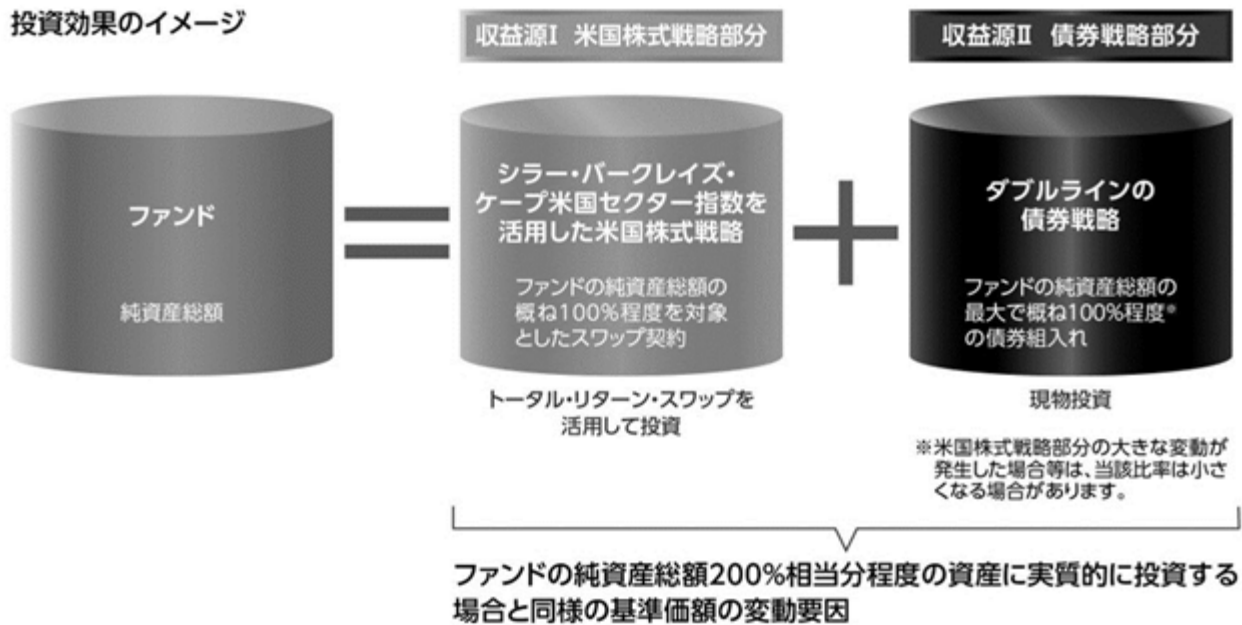
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、ダブルライン・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

(略)

## ファンドのポイント～2つの収益源～

（略）

### 投資効果のイメージ



※上記の2つの収益源は、ダブルライン・ファンドへの投資を通じて各ファンドが獲得を目指す収益源です。

### <ご参考>トータル・リターン・スワップとは？

一般的に、トータル・リターン・スワップとは指定された資産の生み出す損益(インカムと評価損益)と、市場金利等を交換する取引のことをいいます。

ダブルライン・ファンドにおいては、主にシラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数のリターンを享受するために用いられます。

※主に、上記指数によるトータル・リターン・スワップ取引から得られる損益は、交換する市場金利等やデリバティブ取引等に要する費用を控除したものになります。

（略）

## シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数について



(略)

※指数算出の際は、各セクター別の株価指数に連動する上場投資信託(ETF)を均等に組入れます。

## 債券戦略

## ダブルラインの債券戦略について

- 米ドル建て債券をはじめとした各種債券を投資対象とします。
- 経済環境や市場動向の分析をもとにしたトップダウンアプローチと、個別銘柄のリサーチをもとに割安で魅力的な銘柄を発掘するボトムアップアプローチを組み合わせることで、債券種別のアロケーションを柔軟に組み替え、中長期的に安定した収益獲得を目指します。

## トップダウン分析

## 債券種別アロケーション

米国国債、地方債、モーゲージ証券、証券化商品、先進国国債、投資適格社債、ハイイールド債券などから投資セクターとウェイトを判断



## ボトムアップ分析

## 個別銘柄選定

経験豊かなリサーチ陣により、各債券種別内で魅力的な銘柄を発掘し投資

- ※実際の運用においては、上記以外にも、リスクの高いディストレスト証券等への投資を行う場合があります。
- ※上記はイメージ図です。実際の運用とは異なる場合があります。

(略)

<訂正後>

（略）

b. ファンドの特色

# 1 主として、シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*1</sup>を活用した米国株式戦略およびダブルラインの債券戦略を活用して、トータル・リターンの上を目指します。

- 主として、ケイマン諸島籍外国投資信託ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド(以下、「ダブルライン・ファンド」という場合があります。)米ドル建受益証券<sup>\*2</sup>と日本短期公社債マザーファンド受益証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- ダブルライン・ファンドでは、トータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発されたシラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*1</sup>に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめグローバルの様々な債券への投資から得られる投資成果の確保を目指します。

- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、ダブルライン・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\*1 シラー・パークレイズ・ケープ米国セクターII指数

\*2 ルクセンブルク籍外国投資法人ダブルライン・ファンズ(ルクセンブルク)ーダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープクラスI米ドル建投資証券

※2020年12月4日に変更予定ですが、その後も一定期間はケイマン諸島籍外国投資信託ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド米ドル建受益証券も少額保有することとなる予定です。

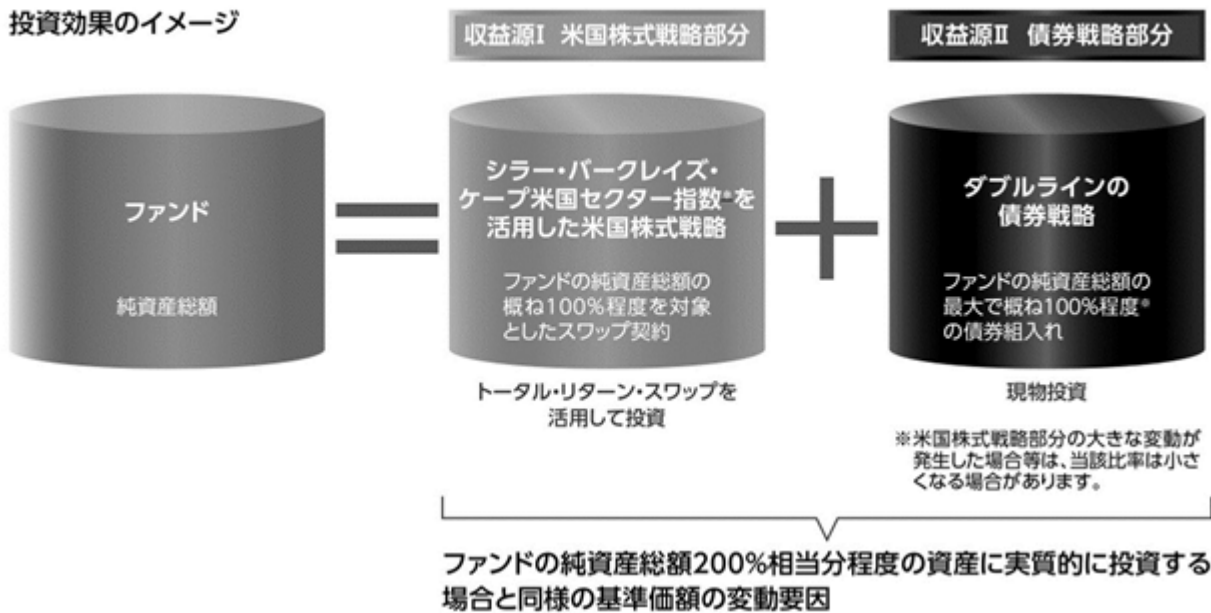
なお、本書において「ダブルライン・ファンド」の記載は、信託約款変更が決定した場合には、上記外国投資証券を指します。以下同じ。

（略）

## ファンドのポイント～2つの収益源～

（略）

### 投資効果のイメージ



※上記の2つの収益源は、ダブルライン・ファンドへの投資を通じて各ファンドが獲得を目指す収益源です。

### ＜ご参考＞トータル・リターン・スワップとは？

一般的に、トータル・リターン・スワップとは指定された資産の生み出す損益（インカムと評価損益）と、市場金利等を交換する取引のことをいいます。

ダブルライン・ファンドにおいては、主にシラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*</sup>のリターンを享受するために用いられます。

※主に、上記指数によるトータル・リターン・スワップ取引から得られる損益は、交換する市場金利等やデリバティブ取引等に要する費用を控除したものになります。

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\*シラー・パークレイズ・ケープ米国セクターⅡ指数

（略）

シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*1</sup>について

(略)

※指数算出の際は、各セクター別の株価指数に連動する上場投資信託(ETF)を均等に組み入れます。<sup>\*2</sup>

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\*1 シラー・パークレイズ・ケープ米国セクターII指数

\*2 指数算出の際は、各セクター別の株価指数(不動産セクターのみ不動産セクターの株価指数に連動する上場投資信託(ETF))を均等に組み入れます。

## 債券戦略

## ダブルラインの債券戦略について

- 米ドル建て債券をはじめとした各種債券を投資対象とします。
- 経済環境や市場動向の分析をもとにしたトップダウンアプローチと、個別銘柄のリサーチをもとに割安で魅力的な銘柄を発掘するボトムアップアプローチを組み合わせることで、債券種別のアロケーションを柔軟に組み替え、中長期的に安定した収益獲得を目指します。

## トップダウン分析

## 債券種別アロケーション

米国国債、地方債、モーゲージ証券、証券化商品、先進国国債、投資適格社債、ハイイールド債券などから投資セクターとウェイトを判断



## ボトムアップ分析

## 個別銘柄選定

経験豊かなリサーチ陣により、各債券種別内で魅力的な銘柄を発掘し投資

※実際の運用においては、上記以外にも、リスクの高いディストレスト証券等への投資を行う場合があります。

※上記はイメージ図です。実際の運用とは異なる場合があります。

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\* (削除)

(略)



## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

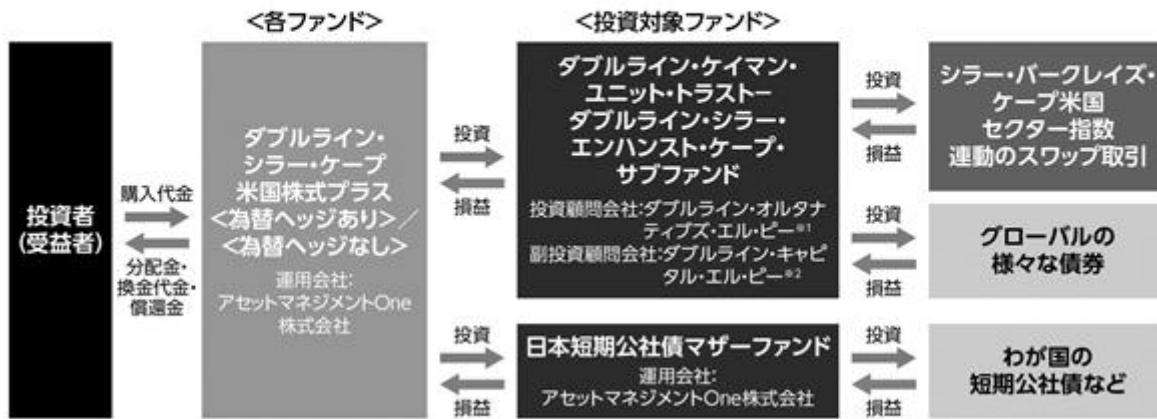
## a. ファンドの仕組み

(略)

## ■ ファンドの仕組み

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※1 米国株式戦略を担当 ※2 ダブルラインの債券戦略を担当

(略)

&lt;訂正後&gt;

## a. ファンドの仕組み

(略)

## ■ ファンドの仕組み

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※1 米国株式戦略を担当 ※2 ダブルラインの債券戦略を担当

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\*1 ダブルライン・ファンズ(ルクセンブルク)ーダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ クラスI

\*2 シラー・パークレイズ・ケープ米国セクターII指数

(略)

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## b.運用の方法

(略)

## (口)投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資します。

ケイマン諸島籍外国投資信託 ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド（以下、「ダブルライン・ファンド」といいます。）米ドル建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 日本短期公社債マザーファンド受益証券

ダブルライン・ファンドは主としてトータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発されたシラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめとするグローバルの様々な債券に投資し、経済環境や市場動向を勘案した債券種別アロケーションや個別銘柄選定等を実施することで得られる投資成果の確保を目指します。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

## b.運用の方法

(略)

## (口)投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資します。

ケイマン諸島籍外国投資信託 ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド（以下、「ダブルライン・ファンド」といいます。）米ドル建受益証券<sup>\*</sup>

内国証券投資信託（親投資信託） 日本短期公社債マザーファンド受益証券

\* 信託約款変更が決定した場合には、「ルクセンブルク籍外国投資法人ダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク） - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ クラス 米ドル建投資証券」に変更となります。ダブルライン・ファンドは主としてトータル・リターン・スワップを活用することでロバート・シラー氏の理論を基に開発されたシラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*</sup>に概ね連動する投資成果の獲得を図る一方、米ドル建ての債券をはじめとするグローバルの様々な債券に投資し、経済環境や市場動向を勘案した債券種別アロケーションや個別銘柄選定等を実施することで得られる投資成果の確保を目指します。\* 信託約款変更が決定した場合には、「シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数」に変更となります。

(略)

## (2) 【投資対象】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## b. 運用の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主としてケイマン諸島籍外国投資信託であるダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンドの米ドル建受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本短期公社債マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(略)

なお、上記に掲げる外国投資信託の受益証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

(略)

## 各ファンドが投資する投資信託証券の概要

(略)

## 運用プロセス

(略)

前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は2020年7月27日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（略）

b. 運用の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主としてケイマン諸島籍外国投資信託であるダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンドの米ドル建受益証券<sup>\*1</sup>およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本短期公社債マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

（略）

なお、上記に掲げる外国投資信託の受益証券<sup>\*2</sup>および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

\*1 ルクセンブルク籍外国投資法人ダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク） - ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ クラス 米ドル建投資証券

\*2 外国投資証券

（略）

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

（略）

各ファンドが投資する投資信託証券の概要に続いて以下の記載内容を追加します。

信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります（下線部は変更部分を示します。）。

	変更後	変更前
ファンド名	<u>ダブルライン・ファンズ（ルクセンブルク）</u> <u>ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ クラス</u>	<u>ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト</u> <u>ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド</u>
形態	<u>ルクセンブルク籍外国投資法人 / 米ドル建投資証券</u>	<u>ケイマン諸島籍外国投資信託 / 米ドル建受益証券</u>
運用方針	S & P 500種株価指数を上回る収益の獲得を目指します。	（同左）
投資対象	国債や社債、証券化商品を含む様々な債券を主要投資対象とします。また実質的な株式への投資手段としてトータル・リターン・スワップを活用します。	（同左）

投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トータル・リターン・スワップを活用することで、<u>シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター 指数</u>に連動した投資成果の享受を図ります。</li> <li>・上記に加えて、様々な債券(国債や社債、証券化商品等)に投資し、経済環境や市場動向を勘案した債券種別アロケーションや個別銘柄選定等を実施することで、追加的な収益の確保を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トータル・リターン・スワップを活用することで、<u>シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数</u>に連動した投資成果の享受を図ります。</li> </ul> <p>(同左)</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債券ポートフォリオの実質デュレーションは原則として1～8年の間とします。</li> <li>・同一発行体による有価証券の投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。</li> <li>・空売りされる有価証券の時価総額は、<u>信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></li> </ul>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> </ul>
決算日	毎年5月31日	(同左)
主要関係法人	<p>管理会社：<u>ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エー</u></p> <p>投資顧問会社：<u>ダブルライン・オルタナティブズ・エル・ピー</u></p> <p>副投資顧問会社：<u>ダブルライン・キャピタル・エル・ピー</u></p> <p>管理事務代行会社兼保管銀行：<u>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルク)エス・シー・エー</u></p>	<p>受託会社：<u>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド</u></p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>管理事務代行会社兼保管銀行：<u>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー</u></p>
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.56%程度 ただし、当該外国投資証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。	純資産総額に対して年率0.665%程度 ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、デリバティブ取引等に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。	(同左)
収益分配方針	原則として、 <u>収益分配は行いません。</u>	原則として、 <u>年2回の収益分配を行います。</u>
設定日	2016年9月30日	2017年5月1日

	<p>1日の換金申込総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。</p> <p>信用リスクの観点から政府発行または政府保証とみなされる有価証券(米国の連邦住宅抵当公庫(ファニーメイ)、連邦住宅抵当貸付公社(フレディ・マック)を含みます。)については、同一発行体であっても純資産総額の10%を超えて保有する場合があります。</p>	(新設)
--	--	------

## 運用プロセス

(略)

前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は2020年10月23日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

#### (1) ファンドのもつリスク

(略)

##### f. トータル・リターン・スワップ取引に伴うリスク

トータル・リターン・スワップ取引の利用は、基準価額の変動を大きくすることや取引相手方の債務不履行による影響等を受ける場合があります。

各ファンドが投資対象とする外国投資信託では、トータル・リターン・スワップ取引を利用することで株式への実質的な投資を行います。その結果、当該外国投資信託では、株式および債券への実質的な投資額の合計がその純資産総額を超える状態となります。そのため、投資している市場に大きな価格変動があった場合には、純資産総額以上に投資を行わないファンドと比較して基準価額が大きく下落する可能性があります。また、当該外国投資信託で行われるトータル・リターン・スワップ取引では、取引相手から担保の差入を受けることで信用リスクの低減を図りますが、取引の相手方が債務不履行などに陥った場合には、本来期待される投資成果を完全に享受できないことなどにより損失を被る場合があります。当該外国投資信託は、トータル・リターン・スワップ取引の相手方が取引する資産について何ら権利を有しません。

(略)

##### h. 特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

(略)

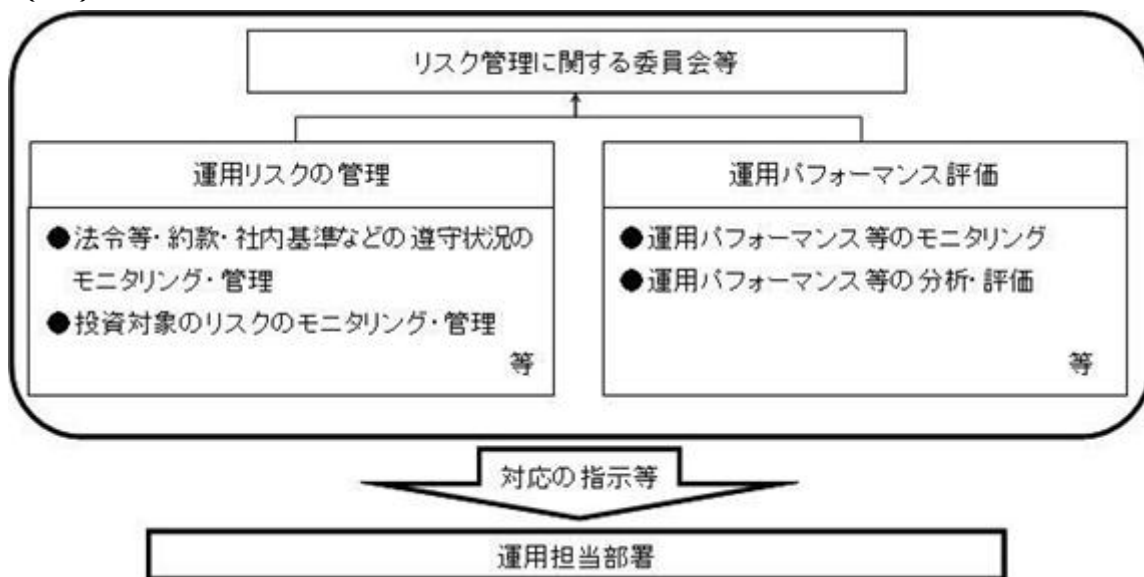
#### シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数について

パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその関連会社（以下「パークレイズ」と総称します。）は、ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジあり>/<為替ヘッジなし>（以下「本ファンド」といいます。）の発行者又は作成者ではなく、パークレイズは、本ファンドの投資家に対して何ら責任又は義務を負いません。シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数（以下「本指数」といいます。）はパークレイズ・バンク・ピーエルシーの所有する商標であり、本ファンドによる使用のためにライセンスが付与されています。本ファンドは本指数について又は本指数に関連してパークレイズと取引をする場合がありますが、本ファンドの投資家は本ファンドに対する利益のみ取得し、投資家は、本ファンドへの投資にあたって、本指数に対するいかなる利益も取得せず、また、パークレイズとの間でいかなる種類の関係も取得しません。本ファンドはパークレイズによって出資、承認又は販売促進されておらず、パークレイズは、本ファンドの推奨度又は本指数若しくは本指数に含まれるいかなる情報の使用に関して何らの表明も行いません。パークレイズは、本指数又は本指数に含まれるいかなる情報の使用又は正確性に関して、本ファンド、投資家の皆様又はその他の第三者に対して、何らの責任も負わないものとしします。

シラー・バークレイズ・ケープ米国指数ファミリー(以下「本指数ファミリー」といいます。)は、その一部につき、RSBB-I,LLC(主たる研究者はロバート・J・シラー氏)により開発されています。RSBB-I,LLCは、投資助言業者ではなく、本指数ファミリー又は本指数ファミリーに含まれる若しくは本指数ファミリーが依拠するいかなる情報若しくは手法の正確性及び完全性についても保証しません。RSBB-I,LLCは、本指数ファミリーのいかなる誤り、欠落又は障害についても責任を負わないものとし、本指数ファミリーに含まれる又は本指数ファミリーが依拠する情報の使用によりいかなる当事者に生じた運用実績又は結果についても、明示又は黙示を問わず、何らの表明も行わず、それらについての全ての商品性又は特定の目的に適していることの保証を明示的に否認します。また、RSBB-I,LLCは、当該情報の使用に関連するいかなる性質の請求又は損害(逸失利益、懲罰的損害又は間接的な損害を含みますが、それらに限られません。)について、仮に当該請求又は損害の可能性についてRSBB-I,LLCが知っていた場合であっても、責任を負わないものとし、

## (2) リスク管理体制

(略)



リスク管理体制は2020年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)



<訂正後>

(1) ファンドのもつリスク

(略)

f. トータル・リターン・スワップ取引に伴うリスク

トータル・リターン・スワップ取引の利用は、基準価額の変動を大きくすることや取引相手方の債務不履行による影響等を受ける場合があります。

各ファンドが投資対象とする外国投資信託<sup>\*</sup>では、トータル・リターン・スワップ取引を利用することで株式への実質的な投資を行います。その結果、当該外国投資信託<sup>\*</sup>では、株式および債券への実質的な投資額の合計がその純資産総額を超える状態となります。そのため、投資している市場に大きな価格変動があった場合には、純資産総額以上に投資を行わないファンドと比較して基準価額が大きく下落する可能性があります。また、当該外国投資信託<sup>\*</sup>で行われるトータル・リターン・スワップ取引では、取引相手から担保の差入を受けることで信用リスクの低減を図りますが、取引の相手方が債務不履行などに陥った場合には、本来期待される投資成果を完全に享受できないことなどにより損失を被る場合があります。当該外国投資信託<sup>\*</sup>は、トータル・リターン・スワップ取引の相手方が取引する資産について何ら権利を有しません。

(略)

h. 特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託<sup>\*</sup>を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

\* 信託約款変更が決定した場合には、「外国投資証券」に変更となります。

(略)

**シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*</sup>について**

パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその関連会社(以下「パークレイズ」と総称します。 )は、ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジあり>/<為替ヘッジなし>(以下「本ファンド」といいます。 )の発行者又は作成者ではなく、パークレイズは、本ファンドの投資家に対して何ら責任又は義務を負いません。シラー・パークレイズ・ケープ米国セクター指数<sup>\*</sup>(以下「本指数」といいます。 )はパークレイズ・バンク・ピーエルシーの所有する商標であり、本ファンドによる使用のためにライセンスが付与されています。本ファンドは本指数について又は本指数に関連してパークレイズと取引をする場合がありますが、本ファンドの投資家は本ファンドに対する利益のみ取得し、投資家は、本ファンドへの投資にあたって、本指数に対するいかなる利益も取得せず、また、パークレイズとの間でいかなる種類の関係も取得しません。本ファンドはパークレイズによって出資、承認又は販売促進されておらず、パークレイズは、本ファンドの推奨度又は本指数若しくは本指数に含まれるいかなる情報の使用に関して何らの表明も行いません。パークレイズは、本指数又は本指数に含まれるいかなる情報の使用又は正確性に関して、本ファンド、投資家の皆様又はその他の第三者に対して、何らの責任も負わないものとします。

シラー・バークレイズ・ケープ米国指数ファミリー(以下「本指数ファミリー」といいます。)は、その一部につき、RSBB-I,LLC(主たる研究者はロバート・J・シラー氏)により開発されています。RSBB-I,LLCは、投資助言業者ではなく、本指数ファミリー又は本指数ファミリーに含まれる若しくは本指数ファミリーが依拠するいかなる情報若しくは手法の正確性及び完全性についても保証しません。RSBB-I,LLCは、本指数ファミリーのいかなる誤り、欠落又は障害についても責任を負わないものとし、本指数ファミリーに含まれる又は本指数ファミリーが依拠する情報の使用によりいかなる当事者に生じた運用実績又は結果についても、明示又は黙示を問わず、何らの表明も行わず、それらについての全ての商品性又は特定の目的に適していることの保証を明示的に否認します。また、RSBB-I,LLCは、当該情報の使用に関連するいかなる性質の請求又は損害(逸失利益、懲罰的損害又は間接的な損害を含みますが、それらに限られません。)について、仮に当該請求又は損害の可能性についてRSBB-I,LLCが知っていた場合であっても、責任を負わないものとし、

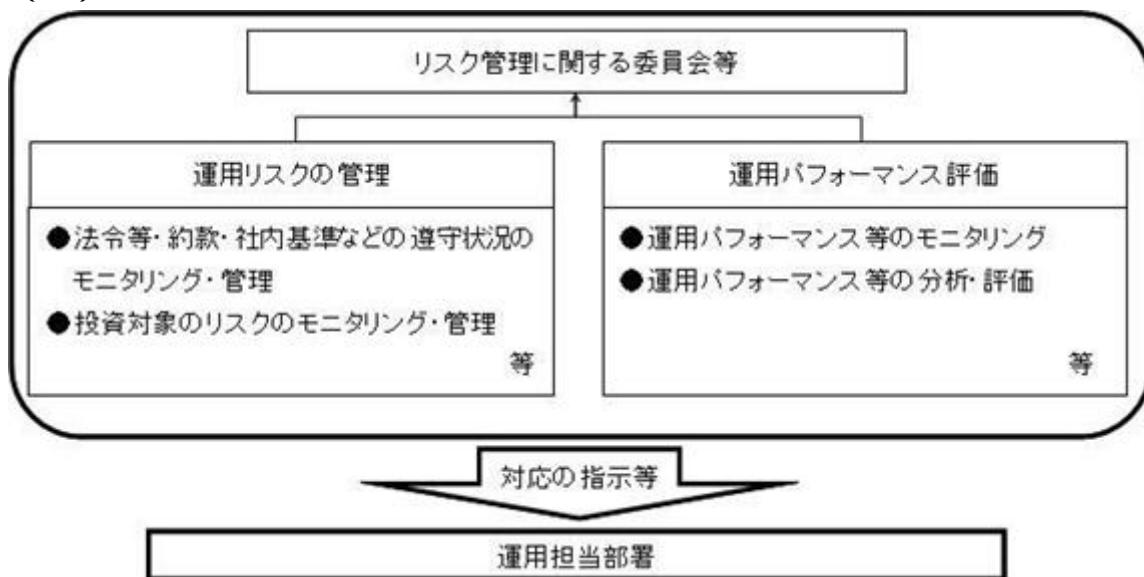
\* 信託約款変更が決定した場合には、「シラー・バークレイズ・ケープ米国セクター 指数」に変更となります。

また、その他の留意点に以下の内容が追加されます。

各ファンドが組入れるダブルライン・ファンドにおいては、1日の換金申込総額が当該ファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該ファンドの換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。このため、ダブルライン・シラーケープ米国株式プラスの各ファンドにおいても当該影響を受けて換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

## (2) リスク管理体制

(略)



\* 信託約款変更が決定した場合には、以下のリスク管理がされます。

<ダブルライン・ファンドの信用リスク管理方法>

ダブルライン・ファンドの管理会社および投資顧問会社は、ダブルライン・ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

リスク管理体制は2020年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

(略)	
投資対象とする 外国投資信託	ダブルライン・ファンドの純資産総額に対して年率0.665%程度 (注)ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.908%（税抜1.795%）程度 上記は各ファンドが投資対象とするダブルライン・ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。

## &lt;訂正後&gt;

(略)	
投資対象とする 外国投資信託 <sup>*1</sup>	ダブルライン・ファンドの純資産総額に対して年率0.665%程度 <sup>*2</sup> (注)ただし、当該外国投資信託 <sup>*1</sup> の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.908%（税抜1.795%）程度 <sup>*3</sup> 上記は各ファンドが投資対象とするダブルライン・ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。  信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。 <u>*1 外国投資証券</u> <u>*2 年率0.56%程度</u> <u>*3 年率1.803%（税抜1.69%）程度</u> なお、信託約款変更適用日以降、一定期間はケイマン諸島籍外国投資信託ダブルライン・ケイマン・ユニット・トラスト・ダブルライン・シラー・エンハンスト・ケープ・サブファンド米ドル建受益証券も少額保有することとなる予定です。 当該期間における実質的な信託報酬の上限は、年率1.908%（税込）程度となり、信託約款変更後の実質的な信託報酬の年率1.803%（税込）程度を上回る水準になります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

（八）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下に該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマン諸島の銀行の休業日

（二）委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

<訂正後>

（略）

（八）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下に該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマン諸島の銀行の休業日

\* 信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- ・12月24日

（二）委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

\* 信託約款変更が決定した場合には、以下の事由が追加されます。

- ・投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止

## 2【換金（解約）手続等】

&lt;訂正前&gt;

（略）

（へ）委託者は、以下に該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとしします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマン諸島の銀行の休業日

（略）

&lt;訂正後&gt;

（略）

（へ）委託者は、以下に該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとしします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ケイマン諸島の銀行の休業日

\* 信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- ・12月24日

（略）

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

## a. 信託の終了（信託契約の解約）

(略)

(口) 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 当該外国投資信託の主要投資対象が変更となる場合

2. 当該外国投資信託の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## a. 信託の終了（信託契約の解約）

(略)

(口) 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託<sup>\*</sup>が存続しないこととなる場合、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 当該外国投資信託<sup>\*</sup>の主要投資対象が変更となる場合2. 当該外国投資信託<sup>\*</sup>の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

\* 信託約款変更が決定した場合には、「外国投資証券」に変更となります。

(略)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社(「受託者」)

a. 資本金の額

2019年3月末日現在、247,369百万円

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

<訂正後>

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社(「受託者」)

a. 資本金の額

2020年3月末日現在、247,369百万円

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2020年3月末日現在